

憲法トーク 憲法9条を育てる

青井 未帆(学習院大学法科大学院)
松浦 悟郎司教(ピース9の会呼びかけ人)

講演 9条の特別な意味

青井 未帆

こんにちは。本日はお招きいただきまして、どうもありがとうございます。私の自己紹介からまず先に申し上げます。クリスチャンではないのですが、国際基督教大学（ICU、インターナショナル・クリスチヤン・ユニヴァーシティ）というところを卒業しております。ICU在学中、奥平康弘という憲法学の先生の授業を受け、憲法っておもしろいなと思って、最終的にこのような道を進むようになりました。最初のテー

マは、憲法上の権利ってなんだろう、ということでした。そこから出発して、今日も研究を続けています。2013年の特定秘密保護法のあたりから、社会的な発言をさせていただくことも増え、9条改憲について発言することが多くなりましたが、最初から9条をやろうと思ったわけでは実はないんです。

9条との出会いは武器輸出三原則です。ミサイル防衛について大きな議論があり、「国是」という言葉が使われる状況がありました。^{*1} 「武器を輸出しないのは、我が国の国是である。許されないんだ」という議論がありました。これ、なんだろな、と思つたのが最初です。「9条だ」という言い方しなかつたわけです。「武器輸出3原則は9条で禁じられている」という言い方をせずに「国是なんだ」という言い方をしていました。

それで、武器輸出三原則について調べたところ、法律にもきちんと書いてないことだったのです。「その法律の委任を受けた命令の別表第1の解釈指針」だつたんです。こういうレベルなんだとしても驚きました。それなのに、なぜ国是だなんていうんでしよう。

私はそこに「あ、これが9条というものなんだな」と思つた次第です。

「9条つていうのが条文にあります。だから平和です」ではないです。9条のもとで、9条があるんだから、こうあるべきだ、ということが積みあがつていく。そういう過程で捉えると、法律でもなくして、法律の委任を受けた命令の別表の解釈指針という形だけれども、まさにこれは9条の生ける形なんだな。なるほど、9条つてこういうものか、と思つたところが最初の出発点でした。今から考えるとその時、9条にモラリティ、モラル、倫理との接点を感じたんだと思います。今日のお話はそこです。9条とモラルの関係。そこが実は最終的には間われているのではないか、そういう問題提起をしたいと思っています。

武器の話をさきほどいたしましたので、それとの関係でモラルについて一言述べさせていただきます。参議院議員で猪口邦子さんという方がいらっしゃいます。かつては気鋭の学者だった人です。小型武器の取引を規制する国連の会議で、日本が議長国をしたこと

がありました。猪口さんが大使としてそこに臨んで、会議の終わつたあとの記者からの質問で、次のような言葉を言つていたんですね。

「なぜ日本が小型武器の取引規制、規制をめぐつて議長国を任せられたのか」というと、それは、モラルハイグラウンド（「道徳的高み」）に立つていると他の国からみなされたためだと私は思います」とおっしゃつたんです。日本が武器を輸出していないから、武器、小型武器の輸出を禁止しましようと言えると。きれいな手で臨んでいるから、悪いことをしていないので、モラルハイグラウンドに立つていると思われているから、このような活動もできるんだと。思いのほかそれは深いお話なのではなかろうかということです。

そもそもこの平和の問題について私たちが直視しなくてはいけない一つは、第2次世界大戦を私たちがどのように反省したかという点からです。日本だけの話ではもちろんありません。これだけの多くの人の命が失われて、財産が失われて、子が亡くなり、親が亡くなつたなかで、国際法が大転換したのです。今まで反対の方に向いて転換しているのではないかと、多くの人が

危惧していると思うのですが、だからこそやはり、一番最初に確認しておきたいと思います。

第2次世界大戦後、武力行使が原則、違法化しました。第2次世界大戦より前は、不戦条約によつて戦争は違法とされていましたが、たとえば満州事変のような形での武力行使は違法ではありませんでした。武力行使そのものが違法化されたのは、画期的でした。それだけのインパクトが人類にあつたことを改めて確認したいと思います。そういう地平で眺めると、武力行使はもう原則として違法なんだという国際法的な約束事を実行するための「9条」という側面が現れます。そのような出発点から、モラリティについての問題提起を予告しつつ、本論に入つていただきたいと思います。

1 身近な9条

本日の話の柱として五つ用意しています。ひとつめが「身近な9条」です。一般的に9条ってほかの法令よりも身近ではないかと思うんです。憲法、何条まであるかご存知でしょうか。103条しかないんです。

何が申し上げたいのかというと、9条の、私たちにとって身近であるという位置づけに、改めて注意を払いたいということです。むしろ、なぜそんなに9条は身近なんでしょうか。9条は、「権力を配分しない」という規定です。戦争を放棄します、権力を持ちません、交戦権を持ちません。無の規定なのです。ない、ない、ない。「ない」と言つてる規定から、自衛隊法とか、防衛省設置法とか、「ある」ものを引き出していくわけです。簡単なことではなさそうですね。

「ないはずなんだからない」というのが一番シンプルですけれども、ないところからなにか形のあるものを引き出してきたというのが、これまでの政府解釈なのです。違憲であるという言説はずつとこれまでもありました。ただ、ない、ない、ない、と言つてるところから「合憲」であるとして一定の形を作つてきたわけですから、最初に申し上げた武器輸出三原則もそ

ですけれども、まつたく9条の精神を反映していない制度は、引き出していくとも言えるのです。十分に精神を反映していないと言うことはもちろん出来ます。憲法9条があるのにそれは違憲でしよう、といふことはもちろん出来ます。たゞまつたく範くわんを逃れた制度を作つてきた、とは言えないはずなのです。どこかで、憲法9条によつて「出来ることと出来ないことの限界」が引かれていています。

自衛隊法は実は変な法律なのです。どういうふうに変かというと——そもそも存在が変だという議論はでるべきですが、それを描くとして——、他の国の軍隊とは相當に違うんですね。石破茂さんなどが昔から批判してきたところですね。普通、軍隊では軍人一人ひとりが判断するなんてあり得ないお話をします。なにしろ、鉄のよくな規律を持つてなくてはいけませんから。一つの武器として動くとき、「ぼくはそれ違うと思います」なんていうことを言ついたら、弱い軍隊になつてしまつますので、上官命令には絶対に服従すべし、軍人一人一人が判断するなんてあり得ないというのが、軍隊の伝統的な理解で

103条のなかでどの条文が一番よく知られているでしょうか。例えば大学1年生、2年生にどんな条文を知っていますか、と聞くと、やっぱり多いのは9条です。9条はほとんどの人が知つてゐる。9条という条文の数字は知らないでもこういう条文があるということはだいたい知つていています。そのほかに有名な条文というと25条、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利。まあ、このあたりが非常に著名で多くの人が、憲法上の権利だと知つていています。

あまり知られていない事のようなのですが、憲法の中の半分くらいは、実は国の統治の機構について定めている条文です。この観点でいえば、国の権限がどこに配分されるかについての国家の内部の法なのです。それは私たちに直接関係してくることではあります。國家のどういう人たちがどういう権限を行使でりますか、ということに関わる法という側面がとても強い。そして権力が侵してはならないものとして、10条から40条まで「権利」が掲げられています。生存権が一番ポピュラーと言いましたけれども、本当の中心は自由権です。表現の自由が花形ですが、信教の自由と

す。でも、自衛隊法には、「自衛官は」という主語があるんですね。自衛官一人一人が判断できるという建前。なぜでしょうか。軍隊持てないからです。軍隊ではありません、ということを説明しなくてはいけなかつたわけです。政府としては、「これこれこういうことだから、軍隊ではないんですよ」という説明を、いくら胡散臭くてもしてきたわけです。それは、一番上に9条という重しがあって、そのもとで作ってきたから、というところがあるのでしょう。だから、私たちが「9条があるんだからそれはおかしいでしょ」「9条があるんだからこうしなくちゃいけないよね」と思ってきた部分こそ、私たちにとつての9条だったのではないか。そういう意味で、身近だったのではないでしようか。こここの部分がまず、小さな問題提起ということになります。

そして9条の力が薄まる状況下でどうするのか。9条があるんだから当然だよね、という言説が通じなくなっている。そこで、私たちはなにをするかが問われているのではないか。

しかしここは、伝統的な意味でいうと憲法の守備範

なるほど、そうか、というふうな気もします。長谷部先生は、私も含めて私のちょっと上の世代から下の世代に非常に大きな理論的影響力を与えた人ですけれども、大学院生の頃に長谷部先生の論文を読んで、これ、どういう風に考えたらいいんだろう、そうなのかな、そうなのかな、とずっと思ってきたんです。なので、やっぱり9条はモラルの話でしょう、と今申し上げているのは、いろんな意味で、自分にとつて大冒険なのです。法で論じられる問題と、心の中の問題とは違います、という線を認めたうえで、この9条をこういう形でつくってきた私たちの心の問題を、なんらかの形で問わずして、今までと同じ9条、9条のもとでの文化を維持することは出来ないのではないか。問われているのは私たちの心の問題ではないか。だから、こうすべきだ、ということは言えなくとも、我々市民が我々の問題として問わなくてはいけないのではないか。こう、つらつらと考えるに至っているところです。

これは「9条が薄まる」ということの前提の話です。皆さんも薄まっていることを肌感覚でお感じになつておられるでしょう。今の政治の状況をみると、寒々しいと言つたような言葉がぴったり。もの言えば唇寒しではないですけれども、議論と議論とがちゃんと組み合つたような形すらもう成り立つていらないという寒い状況です。特にこの安全保障ということで言えば、法で決められているからとか、憲法で決められているからとか、そういうことを乗りこえていこうという態度が明らかです。

今、態度と申し上げましたけれども、これまで安全部や安保法制懇といつた首相の諮問機関が出している報告書にはもつと赤裸々に書いてあります。「法で何が出来るか出来ないか決まつていて、ということを超えて、考えなくちゃいけない」といった言葉使いがあるんですね。こんなふうに正面から堂々と、法を守らなくても仕方ないんだと書くような中で、私たちは「法」について考えなくてはならない。野党からも、専守防衛が狭すぎるからいけないんだ、とか、これまでの9条の理解からはクールに一線を画したいという

団ではないと言われる可能性が高いんです。モラリティーとか道徳を法とどう並立させるのかは難しい問題なんですね。

長谷部恭男先生^{*2}という憲法学者がおられます。安保法制は違憲だと参考人として国会で述べたことでの議論の潮目がガラッと変わったということを覚えていらっしゃるかもしれません。長谷部先生は、かねてより非武装平和主義という考え方は立憲主義に反するとおっしゃっています。長谷部先生、そういう意味で昔から自衛隊合憲論者なのです。なぜ非武装平和主義がだめかというと、それは倫理とか道徳の話を含むからだと。人の正しい生き方を教えるのは宗教であれ、信念であれ、国家ではない。国家が、これがいい人生だ、とか、こういうふうに人生を歩きなさいと言つちやいけない。それが、宗教戦争以後の、パブリックなところに私的な道徳を持ち込まないという大原則だと。これに照らしてみると、なにがあつても武器を持つて戦つてはいけないというのは、人にとってのモラルの話ではあつても、これを国家がどうして強制できるのか。こういう議論なんですね。

声が目立っているなか、よりいつそう「法」の問題として問うことが難しくなっています。

もう一つ現状認識の大前提として考るべきは日米安保体制です。今、9条が、ある限界を作ってきました、と言いましたけれども、これは一面にすぎません。この9条を一つ頂点に置く大きな法体系の外に、いわば「番外地」があつたことも、私たち真正面から見据えなければいけないのです。沖縄をはじめたくさんの中の米軍基地があります。イージス・アショアも山口や秋田でたくさん議論を巻き起こしています。こういう日米安保関係は、憲法を最高法規とする法体系にすんなりとフィットしません。言つてしまえば、「番外地」で、憲法の及ばないものだつたということも、もう一度現状認識として触れておきたいと思います。

日米安保体制を再考することなしに憲法改正を論ずることは出来ないはずなのに、もう法の問題まで超えて、空疎な印象論になっています。安全保障環境が悪化しているからとか、今までの専守防衛が狭すぎるんだといって、深く議論がなされない状況が今作られています。さらには調査・研究という全く根拠にならぬ

いことで自衛隊を中東に派遣するという暴挙まで行われている。なにか、「コントロール不能」と感じるを得ない。そのような今だからこそ、どこまで私たちが自分ごととして9条を理解出来るかが問われているのではないでしょうか。

3 憲法の意味

三つめにいきたいと思います。

●めちゃくちや重要

このようにそもそも私たちの身近な、あるいは身近であると思われてきた9条って、実は特殊なんです。特別なんです。憲法って身近ではないはずなんです。私は毎日毎日憲法について考えていますなんて言う方は、皆さんの中にはあまりいらっしゃらないのではないかと思います。考えざるをえないような世の中になつたらこれ、世も末。ある意味で安定しているからこそ憲法について考えなくともいいということもあるのです。そこで法律との違いについて、ちょっと押さえておきたいと思います。

憲法改正を政治日程にのぼらせたいと首相が公言

し、不正確な言葉を当たり前のように述べる政権が続いているます。だからこそ憲法と法の違いについて押さえなくてはいけないと思います。

どうでしょう。私が印象として持つているのは、安倍首相は、なにか、レガシーをつくりたいというような思惑もあるでしようが、「ふつうこと」のように憲法改正を語っているのではないかなと。法律改正の大きい版という形で、ふつうに大きな法律を改正するといったニュアンスで語っているのではないですかね。民法を改正します、とか、あるいは刑法を改正します、というような一つとして憲法改正を語っています。あたりまえのように。憲法改正があたりまえであるかのような言い方をしていて、違います。これ、違うはずなんですね。しばしば憲法研究者のなかでもミスリードするような言い方をする人もいて、憲法が法律の親玉であるかのような言い方をしたりするんですね。法律で一番偉いのが憲法だ。これ、違うんです。全く別物だということを、強く申し上げたいと思います。なにが違うのか。

例えばみなさんの中で多くの方が車の免許を持つていると思います。車の免許を取るために、道路交通法を勉強しなくてはなりません。車を運転する限り、道路交通法をはじめとした交通法規に従わなくてはいけない。これが法律に従うという遵法義務の一つの典型例です。法律で定められた税金を納めなくてはいけない、とか、法律で定められた手続きを踏まなくてはいけない、とか、我々が直接やらなくてはいけない義務を定めているのが法律です。義務を課すとか、権利を制限する、というのは法律がないと出来ません。

だから、例えば今、憲法改正優先4項目の中で教育の無償化についてうたっていますけれども、あれはほとんど意味が無い議論なのです。いくら憲法にうたつたところで実効化する法律がないと動かないんですね。私たちが具体的に義務を負つたり、あるいは権利を制限されたりするのは、法律の根拠がないと、いくら憲法で言つっていてもできないのです。直接の根拠は法律でつくるということです。法律が中心です。私たちにとって一番身近な法は法律です。そういう意味で、私たちは毎日毎日、法律にはなんらかの形で触れ

ていることになります。物を買つたり、水道を使つたり、ガスを使つたり電力を使つたり、というようなことで、気付いてはいないけれども、法律に従つています。法律違反をすると、罰金が科されることになるかもしれないし、あるいは民事責任を問われるかもしれないし、行政責任を問われるかも知れない。私たちの社会は法律を要として成り立つてゐる。

政治の「運転」は国・為政者に任せているというの
普段の我々です。私たちは日常生活で、自分で自分の

られるべきお話しではないはずなのです。

責任を取りながら毎日過ごしている。法律を作ることをはじめとして、政治がどう運転されるのか任せているのが代表民主制の意味です。選挙によつて代表者を選んで、その人たちが国の運転をする。直接我々がこの国の運転にタッチしてはいるわけではありません。しかし憲法改正の場合、普段国に任せているのに代わつて自分たちが国を「運転する」ということに他なりません。かなり責任重大なのです。

り忙しいです。社会保障をどうするのかとか、問題は山積しています。こういうことは、法律をつくるなく

たので、こういう規定にすべきです、という一定程度固まつたラインをつくっています。

ところが憲法改正ってそれがないのです。憲法改正は、専門家による検討という手続きが全くないのであります。憲法改正は、全部いきなり国民が判断するということになるわけです。しかも短い期間に。どういう広

告をするのか、などなど問題にされていきますけれども、国民がその手続きに入れられて、二者択一でしまく、しませんか、という形で問われる。突然に国の運転を任されるようなことです。荷が重くて当然の、とても責任重大なお話しを簡単に、憲法改正をそろそろしようじゃないか、と問題の大きさを隠すようなことを、今、政治はやっている。重要なことが隠されるのが最近よく目立っていますけれども、憲法改正もまた、問題の大きさと重要性について隠されているのだ

憲法改正論

かりませんけれども。それが簡単な問題であるかのような土俵設定がされ、マスコミも憲法改正がある意味で既定路線であるかのような扱いをする中で、私たちがいきなり表舞台に立つということの意味を私たちはよく考えなければなりません。

ら、強調しているように、普通の法律改正とは全然違う。国をどう進めていくのかを私たちがどう判断するのかが問われているという、とっても重いお話なのです。

●法制審

民法とか刑法とか商法つて、市民社会にとって基本的なルールです。こういう基本的なルールを改正するときには、法務省法制審議会（法制審）というところで揉むんです。その法制審で揉んで決定した内容を基本上には尊重して法務省が法律の原案をつくることになつてるので、法制審というのが法律改正の過程に一段階組み込まれているのです。法制審には、いわゆる法曹三者といわれる、裁判官、弁護士、検察官や大学の教員という、法律に関わっているその道のプロの人たちが入つて、こういう議論がこれまで蓄積してき

ますから。その法律をつくるための仕組みが、憲法の定めている国会、内閣のお仕事です。日々それだけで忙しいのに、いつたんストップして、私たちが国の運転をします、というのが、憲法改正なのです。だからめちゃくちゃ責任重大です。それをサラッと、憲法改正そろそろしようではありませんか、というように語られるべきお話しではないはずなのです。

憲法改正で私たちに何か問われるとき、今日は一番最初に申し上げたこととつながっていくのですけれど、結局、それは私たちの心の問題に直結するのではないかでしようか。このあたり是非みなさんのお考えを伺いたいなと思います。

憲法改正すべきか、すべきではないか、択一的に問われるなか、改正するならたぶん9条が一番最初に来ると思うのですけれども、長谷部先生の話で出したように、法と道徳とかモラルがうまくフィットしない問題だとすると、心の問題は正面からは問題とされにくい。政治の側からも、憲法改正するという側はもちろんそうですけれども、憲法改正反対をする法律学者の方も、モラルの提示はしないでしよう。出来ないから。

でももし、根本的な根っこがあるとすれば、それが心の中の問題だとするならば、誰かが提起しなければならないでしよう。憲法改正の主役は国民、主役が国民になる以上、国民が国民に問うよりほかはないのではないか、というのが、今の私の理解なのです。

そういう意味で、憲法研究者として今日はお話しし

ん、ときほど申し上げました。通常、私たちの普段の生活でなか行動を起こすときに、憲法と関連づけられることはほとんどありません。では誰にとつて近いのでしょうか。憲法は実質的には、公務員の世界で意味を持つ法、ということになります。

ここは今日的に問われて然るべき領域でもありますね。国家公務員、地方公務員、公務員は、「公僕」ということばがありますが、私たちのために働く人たちのはずです。公務員が、憲法をはじめとして「これが我が国の法だ」というものを守ることが、いかにその国の法体系が維持されることにおいて重要か、考えていくたいと思います。

「法体系」は馴染みのない言葉かもしれないですがれども、法のメガネをかけて見てみると、一国の法秩序って段階的に見えてくるのです。憲法があつて、憲法が法律のつくり方を規定します。法律のもとに命令があります。そして、命令の下にもつと下位の規範があります。先ほどの、武器輸出三原則の話で言うと、憲法にも書いてない、法律にも書いてない、命令にも書いてない、命令の別表の第一の解釈指針と言ったの

ていますけれども、一市民として、自分たちの問題として、自分たちで言つていくよりほかはないのではないかという問題提起となります。そしてこれは多分、シンプルな形で問う方がいいんだろうと思つています。「なんでそれでいいんですか?」「軍事はもうやめましょうよ、と言つていたのをなんで止めるんですか?」「なんで人を殺していいんですか?」どうでしょうか。こういう直球型の言説つて、減ってきてないですか。新聞などを見ても、両論併記などといつて、片方が大学の教員で。大学の教員は基本的にモラルの話しませんから。直球で語ることの出来る人がパブリックなところに出られないということにも、憲法改正という問題だけを取り上げて考えて見るなら、私は違和感を覚えてならない。根っこがそこにあるならば、その根っここの話をしなくてはいけないのでしょうか。

4 「遠いはずなのに近い」ことの意味

憲法は通常、我々の世界には直接関わってきません

も、この法の段階構造を考えていただければ想像しやすいことと思います。このピラミッドが維持されるのが、私たちの生活が安定する一つの重要なファクターです。下剋上が起き、命令が法律に違反する、法律が憲法に違反するようなことが常態化すると、何が法なのかわからなくなることになる。法体系をどうやって維持するのか、安定させるのかが、法の世界では一つ大きな問題関心です。

多くの人は、そういう法体系に関心がなくとも、日々安全に暮らすことが出来ます。しかもしも公務員が法に従わないことが普通になつたらどうなるんでしょう。法体系を維持出来ないはずです。法律は違反するためのものである、なんてことになつたら、法律をつくる意味はありません。形だけでも、違法なことはしてはいけないというルールが大前提のはずです。今、なにかこう、違法なことをしても形だけ謝ればいいみたいな感じになりつつありますけれども、あれおかしいです。普通ではない状態です。特に公務員が違法なことをしてはダメなんです。国会は憲法に違反する法律をつくってはだめだし、命令は法律に定められ

たこと以外してはだめだし、行政官は自分に与えられた権限を超えてはだめだし。「梓づける」という発想をするのが国の統治の基本的な考え方です。構造が決められていてそれを超えてはいけませんよ、超えると違法です、責任が発生します。公務員がきちんとそれを守っているというのが、基本的には法が安定する上で一番大切なことです。

なので、すごく嫌な言い方をすると、エリートの一定の公務員が憲法以下法律を知つてさえいれば、他の人たちが法を全く知らなくても安定した法秩序になることは可能です。人々が全く法のこと興味もない、なにも関心もない、ということでも、法体系そのものが安定することはあり得る。公務員がちゃんと仕事をしていればです。今は公務員が法を守つていない雰囲気がありますけれども。少なくともちよつと今までの日本は、一定の人は法を知つているけれども、多くの人は法を知らないし、興味もない、だけれども社会や法秩序としては安定しているという状況だったし、今でも大概そうではないでしょうか。例えば免許をとるとか、新しくお店を出すというときに、これ守らない

国家は安定しているかもしれない。でも9条について言うと、内面化の率がとても高い。これを証明しろと言われるとなかなか難しいんですけども。

内面化、もししているとすれば、それはなぜなんだろ。既に問題提起として申し上げてきたのですけれども、そこなんです。なぜ私たちは我がこととして平和を考えてきたのか。

直接戦争体験をしている、あるいは、体験をしている親の世代を見ている、あるいはその話を聴いている、という形で、体験談として我が家のこととしている、ということが一つ考えられます。もう一つは教育でしょうね。直接身のまわりにそういう人はいないけれども、教育課程を通じて内面化してきたということがあるかもしれません。家庭の教育もあるし、パブリックな教育もあるかもしれない。でも私たちがどこかで我がこととして考えてきたからこそ、9条は「あんなの理想にほかならないよ」ということを超えて、意味を持つてきたのではないですか。どうなんでしょう。

自衛隊法はできた当初から違憲だという議論がとても強くて、防衛省設置法と自衛隊法、防衛二法と言わ

とダメですよと言わるとそれを守ります。けれどもそれ以上は特に興味はない、というのが普通だった。でも、そういう状態でも我が国の法秩序は安定していました。

仮に日本がそういう国だったとして、いいか悪いかという評価は別ですが、そうするとよりいつそう9条つて特殊ではないですか。法について、みんな特段関心も興味もないのに、9条だけは知つていて。そして9条にはなにか愛着がある。私は実感、肌感覚としては、かなり分厚い9条文化があるなという感じをもっています。声を出さないサイレントマジョリティーを含めて、ちょっと訊いてみると、あつ、こういう平和教育を受けているんだ、こういう文化があるんだ、分厚い9条文化、平和文化があつて、9条は特殊なんだと改めて思うのです。日本の多くの市民が表現の自由が自分たちの自由の典型だと考えなくとも、「日本は平和国家なんだから」と言うのは、相當に9条を内面化しているということではないでしょうか。一般に、公務員は法を内面化しないと絶対ダメですけれども、國民はしなくてもいいかも知れない。しなくても

れる法律は違憲だという議論は当然あつたのです。でも先ほどもお話ししましたが、中身を見てみると、9条を踏まえていない法律だとは到底いえないところがあるのです。軍隊が行動するとき、例えば、敵戦闘員を殺傷するという場合に、権力を行使をする相手は国民ではありません。でも、行政権、普通、我々が役所と呼んでいるところで権力を行使する相手は国民です。警察も行政機関です。権力行使をする相手方は、基本国民なのです。でも、軍隊が権力行使する相手は、基本的には國民ではないはずです。そういうことを考えると普通の行政機関にはならないのでしょうかね。一般的の警察などと同じレベルで語ることは、本来出来ない可能性が高い。ところが、自衛隊法や防衛省設置法は、行政機関として同じように、普通の役所として語っているのです。警察と同じだと。無知だからそういうつくりにしたのか。当然そんなことはありません。つくった人はよくわかつていた。でも、軍隊は持てないので、行政組織としてしか位置付けることが出来なかつたのです。それは、別の言い方をすれば、実は9条を「わが法」として内面化していたのですよ

うね。公務員だから憲法を知るということもあつたでしようけれども、それを超えた次元で内面化していたことが普ッシュするというか、背中を押すということがあつたのではないでしようか。

昔、国会審議が白熱することが出来た頃は、野党の国會議員の後ろに国民が見えていたわけです。内閣法制局がガラス細工と言われようがなにしようが、かなり綿密な法理論を構築していったのは、野党が切れ味鋭い質問をしていたから。それは、その後ろに国民の後押しがあつたからです。ということを考えると、今、野党からの質問と政府の答弁が噛み合わないのは、一つには、国民の押す力がなくなりつつあることの反映ではないのか。ただただ内閣が怠慢だからということを超える問題があるかもしれない。あるとすれば、それを問うのはその当事者である我々しかないのでかなと。私たちがこれから我がこととして平和を考えていけるかは、私たちが私たちに問う問題ではないかなどと思います。

9条を地上に生えている“9条の木”的にイメージ

9条を地上に生えている“9条の木”的にイメージなどと思います。

モラルの話を、直球で出来るような場がパブリックな空間が必要ではないでしょうか。というような問題提起をさせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

近隣諸国がこんなに危なくて、だから軍事力を持つべきじゃないか、というような話をどんどん言われるべく、多くの人はそうかな、と思ってしまう。そんな時、いつの間にか敵と思うようになってしまった人たちについて、「あの人たちは私たちにとって誰なんですか?」といった問い合わせがなされる。そして、「同じ人間、大切な人間なんぢやないですか?」といったことが言われると、ハツとさせられる。そういうところに立ち戻るのは、とても大事ではないかなということを思い出しました。

それから、自衛隊のことなのですが、実は昨日のニュースで、河野太郎防衛大臣が、「日本は最近災害が多くて、本来やるべき防衛のための訓練が300回出

対談 青井未帆 vs 松浦悟郎司教

松浦：私は先生の話を聴きながら、感じていること、コメントや質問などをしながら、対話的に話を進められたらなと思います。

今日の話の中で非常に興味深かったのは、9条とモラルの問題ですね。普通憲法学者はモラルについては語らない、という話が出てまいりました。しかしそういうものを語つていく場が必要ではないか。あるいは、もしかしたら、モラルが背後にあって、そこから憲法やその精神からくる国是と呼ばれているもの、あるいは文化もつくられてきたのではないかという気もします。

昨年（2019年）の教皇フランシスコ訪日の報道に関して、あるテレビのコメントーターの発言が、今話に通じることだなと思いました。そのコメントーターは、「安保や経済、国益を守るのは当然という、いわゆる“常識”が語られる中で、あれだけはつきりと理想を語るということが、今まで公の場ではなかつ

た。教皇の発言は、ためらわずに、人間はこうあるべきではないか、というような視点からモラルを語った」というのです。私は、理想というものが単なる絵空事ではなくて、人間の一番本質的な深いところにある真実と結ばれているもの、だから誰もがハツとさせられるのではないか、ハツとさせられるって一番大事だと思います。

近隣諸国がこんなに危なくて、だから軍事力を持つべきじゃないか、というような話をどんどん言われるべく、多くの人はそうかな、と思ってしまう。そんな時、いつの間にか敵と思うようになってしまった人たちについて、「あの人たちは私たちにとって誰なんですか?」といった問い合わせがなされる。そして、「同じ人間、大切な人間なんぢやないですか?」といったことが言われると、ハツとさせられる。そういうところに立ち戻るのは、とても大事ではないかなということを思い出しました。

近隣諸国がこんなに危なくて、だから軍事力を持つべきじゃないか、というような話をどんどん言われるべく、多くの人はそうかな、と思ってしまう。そんな時、いつの間にか敵と思うようになってしまった人たちについて、「あの人たちは私たちにとって誰なんですか?」といった問い合わせがなされる。そして、「同じ人間、大切な人間なんぢやないですか?」といったことが言われると、ハツとさせられる。そういうところに立ち戻るのは、とても大事ではないかなということを思い出しました。

それから、自衛隊のことなのですが、実は昨日のニュースで、河野太郎防衛大臣が、「日本は最近災害が

来なかつた。だから、もうちょっとちゃんと自治体と

かで災害救助のやるべきところはやつて、自衛隊は本

來の任務である国防に特化すべき」といった発言をし

たのです。私がそれを聞いて思つたことは、自衛隊は

国民の安全と命を守ると言つて、実は災害などの援助

から次第に手を引き、国防、外からの脅威に軍事力で

の対応に特化するようなところを走り出しているとい

うことを表した言葉だらうということでした。自衛隊

はさきほど先生がおつしやつたように、憲法ができる

以来ずっと、憲法違反ではないかと言われてきまし

た。実はその批判から、自衛隊は国民に受け入れられ

るようにするために、できるだけ目立たないように努

め、特に災害救助に全面的に協力してきたわけです。

それで、自衛隊が災害のたびに我々のために動いてく

れて、国民に受け入れられ定着してきたわけです。と

ころがこれがもし、自衛隊が憲法の中に位置づけられ

るということになると、まさに河野大臣が言つたよう

に、もう認められたんだから国民に受け入れられるた

めに災害出動することはないと、軍事による国防に特

化する形で邁進していくに違ひない。私は、昨日のそ

の河野大臣の発言を聞いて、そう思いました。

それで自衛隊のことについて少し質問をしたいのです。自衛隊が憲法に入れられたら、たぶん自衛隊の任務は、自衛隊法で決めることになつて、自衛隊員は憲法から外れた自衛隊法の中に全部組み込まれていく。

例えば、裁判にしても、軍法会議で裁かれることになるのではないかと思うんです。天皇がそろんなことが守られているはずです。もし憲法に自衛隊、軍事組織が明記されると、これが全く外されるこ

となるのではないかなと思うんですね。天皇がそろではないかと思います。皇室典範で全て定められるの

で。「天皇に人権はあるのか?」という話はそこから出てくると思うんです。ちょっとそのへんお聞きした

いなと思います。

青井・松浦司教様、どうもありがとうございました。

ちょうど、お話しの中で飛ばしたところです。自衛隊が明記されると軍法会議が必要になつてくる、特別な措置が当然あるのではないかということ、全くそのと

ちんと説明すべきです。「国家行政組織法」という普通の役所の骨組みを決めている法律があるのですが、防衛庁設置法を作つたときに、それに倣つたのです。

だから形だけ見ると普通の役所なのです。確かに軍隊持つてないですし、憲法上説明するとなると、法務省とか総務省とか経産省とか、そういう省庁と同じ横並びの説明しか出来ないので、特別扱い出来ないので

す。特別扱い出来ないからしなかつた。しかし今度憲法に書き入れるということは、もう、特別扱いを正面からしますよ、ということです。軍法会議は絶対出でくると私は思います。なにしろ特別な世界ですから。



青井 未帆さん 松浦 悟郎司教

「憲法9条を育てる」
(2020年1月18日 カトリック大宮教会)

おりだと思います。改憲を提言する側はそこの部分を説明していないのです。今と全く変わりません。なにも変わりません。書き込むだけです。そんな明らかな嘘を誰が信じるか、という感じですけれども。なにしろこれまで、憲法でいう「行政各部」(官僚組織)の一部分として、普通の役所ですという説明しか出来なかつたわけですから、自衛隊と書き込むことで、

特別扱いをできるようになることの意味を、本当はき

秩序を設けるために、刑罰の威嚇力で軍紀を確保するというのが一般的な方法です。明治憲法体制下の皇軍も、厳しい縛りを課すことによって、逃げるな、戦え、ということを確保していたわけです。普通の市民ではありえない義務を負わせたわけです。市民法秩序だったら人権が最大の原理なので、あり得ませんので。それを正当化するとか、では、どういう場合に違法性が阻却されるのかといったことは、特別な法廷で

軍人自らが裁かないと裁けません。軍法会議を設けるべしという議論が出てきて当然です。今ですらあるのです。今ですらあるのに、自衛隊が明記されたらもつともっと強くなつていくでしよう。平成24年（2012年）の日本国憲法改正草案では、しかし、軍法会議については提案してないのであります。軍法会議とは、普通の裁判所の系列と別の系列の裁判所を設けましょうという話です。これするためには、憲法76条という別の条文を解釈、変更、改正しないといけません。大きな話ですよね。だから避けているのでしょうか。軍法会議という話になると、他の条文にも波及してくる話です。今は普通の公務員と自衛官とつり合いをとつてているんです。でも、つり合わなくともいいということになりますから、表現の自由もそうですし、いろいろなところでもつともつと縛りがきつくなつていくと私は思います。

松浦…もう一つ聞きたいのですが、憲法前文には、憲法に反するあらゆる法律や詔勅を排除する、そういうものは護らなくていいと書いてあるんですよね。だから

青井…それは、特に9条とか、何か権利を与えている条文ではない条文に関して、非常に根本的な、問題提起だと思います。今ご指摘いただいたのは、司法、裁判所の役割はなにか、ということと、違憲が疑われた時に裁判所はなにか出来るんですか、ということです。この二つは性質の違う問題です。

日本国憲法の前にあった帝国憲法のもとでも、裁判所はありました。裁判手続きのない市民社会ってたぶんないでしようね。「誰かにお金を貸したけど返してくれません」とか、「ちょっと怪我させちゃったんですけど、どうしましよう」とか。踏み倒しとか、力を持っている人が力を誇示すれば通るなどという社会はおかしいというのが市民社会の鉄則ですので、国家が

裁判サービスを提供するのは昔からある機能です。だから、国家があるということと社会があるということと裁判サービスがあるということは、ほとんど一体なのです。

市民社会で起こつてくるような事件、たとえばお金貸しました、怪我させました、人が殺されました。こういうことを解決するのが、裁判所の役割だというものが、伝統的な理解です。憲法条文だと76条という条文が、そういうことが裁判所のお仕事ですと明記しています。

違憲の問題については81条です。よく日本では「違憲立法審査権」という言い方したりするのですが、立法だけではないので、「司法審査権」という言い方のほうがいいかなとも思いますが、81条には、最高裁判所はいつさいの法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する中心裁判所である、と書いてあります。これは、事件の解決が裁判所のお仕事ですという76条とは毛色が違います。ここで求められているのは、憲法に合致しているか、していないかという判断です。合致していたら有効。合致していないかたら無効、法律が無効となる場合、

そのもとでなされた処分も無効となる。裁判所は違憲か合憲かを判断するのです。

76条と81条と、どう交差するのかが、先ほどのご質問でした。伝統的な裁判所のお仕事はこの76条の世界だと強調する人、過度にこの立場に立つ人からすると、81条は異色になります。明治憲法下ではやられたことがない仕事で、日本国憲法ができたときに、81条が初めて入りましたから、裁判所は当初そう思つていたと思います。今でもそう思つてはいるはずだと思ひます。自分たちのお仕事は76条なので、そんな81条みたいな仕事は、ちょっと。こういう感覚ですね。でも、特に第2次安倍政権以降、政治は法を乗り越えてしまつていい、とこれだけ赤裸々に示されている中で、憲法が最高法規である以上は、どこかの機関がカウンターバランスをとつて、ダメなことはダメだと言わなくてはいけない。論理として当然だと思います。81条だけを見れば、裁判所がそれをいわなくてはいけないでしよう。76条によりに考える人と、81条はまた別の権限として、やらなくてはいけないと考える人と、両方の立場があり得るのであります。で、裁判所はどうちかという

と76条を固執していますが、ただ、今、各地で安保法制違憲訴訟が起こされていて、違憲判断が出るかどうかというような状況もあるのです。客観的に見ればあれを合憲とするのはとても難しいはずです。それはおかしいでしょ、おかしい時には裁判所がおかしいと言わなくてはいけないでしょ、という多くの人の声を無視出来ないと考えるか、無視してしまえると考えるか。裁判所次第で変わってくると思いますが、私たちは後押しすることも出来れば、足を引っ張ることも出来るんです。私たちとしては、おかしいことはおかいんじやないの、と言つていくべきだと私は思い

松浦…その後押しで最高裁は変わるでしょうか？

青井..私は、変わらないとは言えないと思います。裁判所はお財布もなければ剣もない国家機関です。何が唯一の支えかと言うと、説得力なんです。國民が納得いかない判決をいくつも出せば、どんどん國民は信頼しなくなっていく。他の國の裁判所への國民からの信

頼度に比べると、日本は高いのです。裁判はお金次第だと思つてゐる人はさすがにあまりいらないのではないでしようか。でも、そう思つてゐる国がけつこう多いのです。そういう信頼も含めて、あんまり常識に外れるようなことを言つてれば、自分たちの権力の源である権威がなくなるということは、よくわかつてゐると思ひます。

裁判所、特に最高裁は、国民を見て、國民から半歩から一歩先にある判決は出せると思ひます。二歩三歩は出せないと思ひますが。だからどこまで、その半歩先くらい、ここまでだつたら行けるという気持ちを私たちが維持出来るというか、つくつしていくか、そこに私はかかつてゐると思ひます。

松浦…ということは、裁判所は国民の動きと、政府の考え方両方を天秤にかけながら、判断していく、実際のところはそういうふうになつてしまふのではないですか。

説明すると、そうなります。政府のことを考えてない
とは絶対言えないです。では国民のことを考えていいな
いかというと、けっこう見てるんですよ。例えば、法
律婚、つまり結婚しているカップルから生まれた子ど

す。でも9条の文言にはあいまいな部分がないと思いません。現実にはそれをあいまいにしてるのだと思いますけれど、それでもそこへ戻す力が9条にはあるのでないかと思いますね。

す。それが平成25年（2013年）の決定では違憲と判断されました。この間に、国民の中に、家族を構成するひとりひとりの個人がやつぱり重要だという意識が定着したこと、自分の責めに帰せない理由で差別されてはいけないという意識が高まつたことが、あの最高裁を動かす力になつた、そういう説明しか出来ないと思います。そういうことを考えると、国民のことを見ているのです。

松浦・法には、ある文言が一語入っているために、どうにでも解釈できる、ということがあると思うので

で、私は憲法をどんなに拡大解釈しても、集団的自衛権は無理だと話してきたのです。だから、いくら伸びきったように見える歯止めのゴムでも、憲法というゴムは切れていなければ、まだ戻す力が働くんだというよう。ところが、ありえないと思っていた集団的自衛権が認められる法律ができ、憲法の外に本当に出ちやつたわけですよね。それで私は、一瞬、憲法の歯止めは破られ、制御不能になつていくのかなと思つたのですけれど、そうではないですね。やはり9条があるから、安保法制で理由をつけて集団的自衛権を行使できることでも、9条に向かっての吸引力というか、引き寄せる力は働いていると思うのです。だから今回の9条の改正案に自衛隊を入れる時に、自民党は「必要最小限の軍事力」という言葉をはじめは入れていたのに、とつてしまつたんですよね。「必要最小限」とい

う言葉が邪魔になる、つまり出来るだけ9条の力を弱めていくということだと思うのですけれど、そのことが逆に、9条がある限り9条に向かって引き寄せる力はあるし働き続いているという証明だと思つてゐるのですけれど、それでいいんでしょうか。

青井・そのあたり、今日のポイントかなと思うんですが、引き寄せる力は、私ももちろんあると思います。

ただ、憲法の形は残つているけれども、相当に弱まっている。規律が弱まっているのも確かです。では憲法さえ守ればいいのか、このままの状態にすればいいのか、というと違うはずなのです。今、法律改正が序の口なので、ここから本格的に法律改正が進んでいくと、あの2014年の集団的自衛権の行使容認の効果がより判明してゆくところですが、我々が何を見なくてはいけないのか、というときに、憲法を守ることに力を全て傾注するので十分かと言えば、そうではないということも、同時にポイントになつてくるのではないか。集団的自衛権の行使容認、司教様がおつしやつたように、伸び切つたゴムを切つちやうよう

なことを現実にしたので、憲法改正を阻止すれば戻るかというと、戻らないんですね。一度ゴムを切つちゃつたところに戻さないと、だめになつてゐるんです。そういう意味で、憲法にまだ復元力があるときに、9条に復元力があるというのは、私は全くそのとおりだと思いますけれども、でも9条を持つてさえいれば大丈夫ということでもなくなつてゐることも、直視しなくてはいけないだらうと思います。

松浦・そうですね。それだけ我々市民は本当に力にならないと、バックヤードにならなければいけないと思います。おっしゃる通り、普通私たち憲法はあまり身近ではないはずだけれど、公務員とか国家が憲法に基づいて国を運営しているときは、我々が知らなくても確かにきちっと運営されているわけですね。その意味では、私たちは長い間、安心してあまり憲法について学んでこなかつたようになります。ところが最近は、憲法のことについていろいろ勉強を始めた。それは国家権力が力を持つてひとりでに暴走を始めたと漠然とでも多くの人がそう感じてきたからではないかと

思うんですね。いろんな世論調査を見ると、安倍政権下での憲法改正には反対っていう人がけつこう多いんでしょう。60%とか。ところが、政権支持率はあがつたりする。その辺の不思議な動きについてはどうでしょうか。

青井・支持率がまた上がるというようなことも謎ですね。で、考えた時に、片方では上級国民と上級ではない国民がいるとか言って、自分たちが別扱いされていされることにすごく敏感になる問題と、すごく違う扱いをされているのに、当たり前、自分たちはどうせ桜を見に行けないから、みたいな、あれはお友だちだから仕方がない、とかね、そのように見られる問題と、二種類ありますね。自分たちと違う世界だから比べられないのでしょうか。

一方で芸人さんの親御さんの生活保護の問題とか、そういうところはやたらと批判するけれども。

批判する対象と批判しない対象が、分かれる気がするのです。そこの根元をたどっていくと、日本、明治維新以後ですね、中央集権国家を作つていくにあたつ

て、非常に短いあいだに強い中央集権国家をつくりなければいけないので、「国を動かす人」と「従う人」と、教育を分けましたよね。国を動かしていく人たちには、常識として西洋の国家について、憲法について、法律についてといった常識を教えつつ、学びつつ、当たり前のよう、ほかの国、先進国と同じような議論のレベルもつくりました。法に従う人たちについては、いざとなつたら天皇のために命を差し出すのだ、という教育をする、こういう二層性。従う方は政治を動かすことにはタッチしないのが当たり前、自分たちは従う者なんだ、もう片方は、国を動かすのが当たり前なんだ。これ、尾を引いてゐるのではないですか。私たちの中には、どこか見えないところで、二層以上の種別があつて、難しい話、政治の話とか、ちょっと自分たちに関係ない、普段考えなくていいようなお話しと、自分たちに非常に身近でちょっとでも違う扱いをされると怒りが湧いてくること、分かれている。それは公的な回路がないことに由来しているのかも知れないな、と思います。

それが、国家権力を無条件に信じてゐるから、とい

う説明であればわかるのですが、例えば日本は徴税をする時に、他の国と比べて痛税感が非常に強い、という特徴が指摘されているのです。あれは国家を信用していないからですよね。国家に税金をたくさん納めても、きちんとそれが別の形で還元されるという信頼があれば、あんなに痛税感は高くないはずです。出したが最後戻って来ないと思つてはいるから税金払いたくない、ということもあると思います。国家の信頼という意味で言うと、無条件信頼というのはないと思うのです。そこが分かれている。文法が違う、というところに、大きな問題があるのかなあと。

文法が違つても、為政者たちがきちんとディシプリンを働かせて自己抑制すれば、うまくいっていたんでしょう。それが基本的に官僚ですよね。官僚に対してもの信頼があつて、官僚が、自分たちが動かしているという矜持がある。そういう意味での信頼。国家が権力を握れば悪いことをするということに多くの人が気づき始めているとすれば、これまでの方式以外にも、太いパイプを私たちと公的な領域との間にもつともつと作つていかなくてはいけないはずです。さきほどの裁

判所の司法審査の話も、私は一つのパイプだらうと思います。選挙の時だけ投票するだけではなくて、もつといろいろな形で民主主義的な、あるいは公的な政治プロセスへの介入、参加ということを、いろんな手を尽くしていくよりほかないのかなと思います。

質疑応答 青井未帆、松浦悟郎司教

司会 「軍隊を持たない国家というのは、現時点の世界情勢で可能でしようか」もう一つは、「日本は独立国なのに、アメリカ軍が駐留しているのはおかしいと思うが、出ていかれては武装しなくてはならなくなるので、とても困る。しかし、トランプ大統領のような人が出てくると、これも困る。9条も守りたい。私は今とつても困っています。どう考え、どう行動してけばよいのでしょうか？」という質問ですが、いかがでしょうか。

青井 第二次世界大戦後に武力行使が原則として違法

によつてこれだけ有効に実力を統制することが出来たことの重さに思いたいと思います。世界における安定にも寄与してきたはずだと思うんです。日本のブランドという形で、中東でも語られ得る前提となつてきた、ということを指摘しておきたいと思います。

化されたということを、最初に申し上げましたが、それを貫徹すると伝統的な軍隊つて多分、他の国も持てないはずなんですね。でも異常な国家が出てきて侵略してきたとき、それを防衛するくらい、いいのでしょう。国際法における武力行使をめぐる大転換を誠実に執行するならば、軍隊ではない形の実力組織で充分ということは、言えるのではないでしょうか。軍隊の言葉をすり替えているだけだと言われるかもしれませんけれども、出来ることと出来ないことで違いを設けて実力組織を設けることを国際法的にスタンダードにすることは可能だらうと思います。

私は、あれだけの命が失われた結果として、一歩歩みを進めて武力行使を違法化したということは、突き詰めて言えば軍隊を持たない国家が存在可能だという前提に立たないと、達成出来ないと思うんです。ちょっと法を飛び越えるお話しになるんですけども。信じないと一歩もう一歩と進むことが出来ないだらうという点において、可能だと、ここまで一市民として申し上げたいと思います。一歩さがつて、法律を学ぶ者からすると、軍隊ではない形の自衛隊という実力組織

松浦 今、自衛隊は行政組織ですよね。ある意味、警察と同じで。外から侵略して來たら、追い出すという役割を自衛隊はしていると思うんですね。侵犯したものをどこまでも追いかけてつぶすというようなことはしない。それはその縛りがあるからいいわけですよね。あるオーストラリアと日本の平和学者が、シンポジウムをした時に、こういう提案をされたんです。全ての国が憲法9条を持つらしい、と。つまり、軍隊を持つしていても、それは専守防衛だけのために、外から自分の領域、領土内に入ってきたときにそれを撃退するための軍事力にするつていうふうに憲法9条の網をかければ、どんなに軍隊を持っていても他国に侵略することは出来ない。そうしたら、アメリカのようになります。最大の軍事力を持っていても、脅威にはならないです

ね。外には行かないのだから。まあ、そういうことはあり得ないと思うのですけれども、今の自衛隊が行政組織の中にあるということが、一つのしるしではないかなというふうには思いますね。

安保を解消してアメリカの基地はもういい、と言うと、ある人々は、それだったら私たち軍隊を持ちましよう、という。戦力の不保持や交戦権を認めないことを国是としながら、戦後ずっと、安保によるアメリカの軍事力によつて日本は守られてきたという思いが続いている。つまり軍事力でしか平和を守ることができない、ずっとそのマインドが続いているということは、憲法9条の精神が浸透しないまま今日まできたということでしょう。そういう意味では今からでも、軍隊や軍事力ではない国の守り方を考え、それを選び取つていかなければいけないだろうと思うんです。

具体的な取り組みですが、私は、現実が9条から遠く離れているとしても、そこから出発するしかないと思っています。つまり、今アメリカ軍の基地があり、日本の自衛隊がこれだけの力があると。いきなりそれをゼロにするという主張ではなく、それを少しずつ減

らしていって、減らした分を他国との友好関係、協力、援助といった形で信頼を醸成していくことによって、少しずつ軍事力をなくしていきながら、本来の憲法にある姿にまで引き下げていく。現実から出発してその道を歩むしかないし、その道を歩み続けることこそ9条の精神だろうなと思っています。我々もいわゆるモラルの部分で、国の在り方を引っぱっていくといふことが、今の道ではないかなと思うんです。

司会 最後にひとつ、是非、松浦司教さんにお話しいただけたらと思うのですけれども、教会でも、改憲反対の3000万人署名が、社会司教委員会で後押されるということもあって、行われました。しかし、そういう政治活動はしないでくれ、問題があるから協力できない、という教会もあったようですけれども、今日のような集会を開催するということ自体も含めて、どのようにお考えでしょうか。

松浦 教会と社会の関係は永遠の課題ですね。この問

といけないなと思います。

題を考えるためにもっと重要なことは、教会とはいつたい何のために存在するのかという理解が共有されているかというでしようね。それは、特に第二バチカン公会議の時に示された教会の在り方、自己理解です。すなわち、教会は、この世界が和解し一致していくため「しるしであり道具」であるということです。

教会はこの世の現実に派遣されているわけですから、我々の一番関心を持つべきものは、この世界の全ての人々一人ひとりが本当に大切にされているのか、関係性が壊れていなか、踏みつけられていないか、そこなのです。そのために教会があるということを常に言い続けるしかないでしよう。あとは、一人の市民として、人と出会つたり、問題に関わつたら当然生まれる人間としての感性、共によろこび、悲しむ生き方をすること。その中でこうあるべきではとか、もつとこうしなければと思うことを大切にして生きていくことでしょうね。その生き方へと、教会がさらに力をくれます。派遣してくれる共同体になつていけばいいなと思います。そのために、もつともつと自由に自然に、社会の問題、我々の問題を語り合う場が教会の中にはない

*¹ 「紛争当事国およびそのおそれのある国には輸出しない」ことを骨子とする「武器輸出三原則」は、1967年佐藤栄作内閣時代に表明され、1976年に三木武夫内閣によって事実上の全面禁止へと厳格化され、非核三原則とともに、日本の「国是」として定着してきた。2003年、小泉政権下、日本の「ミサイル防衛」(MD) 共同開発が三原則の例外とされた。

*² 長谷部恭男（はせべやすお） 憲法学研究者。東京大学名誉教授、早稲田大学法学学術院、大学院法務研究科教授。2015年6月4日の衆議院憲法審査会の席に、参考人としてい続けられしかねないでしよう。あとは、一人の市民として、人と出会つたり、問題に関わつたら当然生まれる人間としての感性、共によろこび、悲しむ生き方をすること。その中でこうあるべきではとか、もつとこうしなければと思うことを大切にして生きていくことでしょうね。その生き方へと、教会がさらに力をくれます。派遣してくれる共同体になつていけばいいなと思います。そのために、もつともつと自由に自然に、社会の問題、我々の問題を語り合う場が教会の中にはない

青井 未帆（あおいみほ）

学習院大学法科大学院教授。専門は憲法学。主著として、「国家安全保障基本法批判」（岩波ブックレット）、『憲法を守るのは誰か』（幻冬社ルネッサンス新書）、『憲法と政治』（岩波新書）ほか、多数。

松浦 悟郎（まつうら ごろう）

ピース9の会呼びかけ人。日本カトリック難民移住移動者委員会委員長、カトリック子どもと女性の権利擁護デスク責任司教。カトリック大阪教区補佐司教を経て、2015年よりカトリック名古屋教区司教。著書に『平和をつなぐ—私、そして私たちの選び』（ドン・ボスコ社）がある。

JP BOOKLET

正義と平和講演録 vol. 9

「平和は大河のように、正義は海の波のように」(イザヤ48・18)

—— 平和と憲法 2019年～2020年 ——

2020年4月1日 第一刷発行

編 集 日本カトリック正義と平和協議会

発 行 © カトリック中央協議会

〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館内

電話 03-5632-4411（代表）

日本カトリック正義と平和協議会

電話 03-5632-4444

印 刷 アドラック
